

●● 令和6年12月2日から ●●

マイナ保険証を基本とするしくみが始まっています

今後、紙の被保険者証(保険証)は新たに発行されなくなるため、

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

※同じ世帯内にマイナ保険証をお持ちの方とお持ちでない方がいる場合は、資格情報のお知らせと資格確認書を別送しています。

マイナ保険証の 登録方法

マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付にあるカードリーダーで健康保険証利用の申込みが必要です。市役所保険年金課の窓口でも対応しています。

マイナ保険証を利用するメリット

- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除される
- 特定健診情報や薬剤情報が医師に共有され、適切な医療を受けることができる(本人の同意が必要)
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報を確認でき、健康管理に役立つ
- 確定申告の医療費控除の手続きで、マイナポータルから医療費通知情報を自動入力できる
- 就職や転職、引越をしても、マイナ保険証はずっと使える(医療保険者が変わる場合は異動の届出が必要)

医療機関を 受診するとき

医療機関を受診するときは、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」で、お持ちでない方は国保から交付する「資格確認書」(※申請不要)で受診します。

よくあるお問い合わせ

Q マイナ保険証を持っていない場合、資格確認書は申請しなければいけませんか？

A マイナ保険証を持っていない場合には、申請不要で「資格確認書」を交付します。

Q マイナ保険証を持ってはいますが、施設に入所していたり、家族が同行しなければならないなど、本人がマイナ保険証を利用するのが難しい場合はどうすればよいですか？

A 申請により「資格確認書」を交付できます。窓口(保険年金課・分室)または郵便で申請してください。

(市ホームページに交付申請書を掲載しています。印刷環境がない場合には送付しますのでお電話ください)

Q マイナ保険証を持っていますが、自身の健康保険証情報はどうやって確認すればよいですか？

A お送りする「資格情報のお知らせ」に記載されているほか、マイナポータルからも確認できます。

Q マイナンバーカードの有効期限が近づいていますが、どうすればよいですか？

A カード内の電子証明書(5年毎)・カード本体(10年毎)の有効期限が近づくと、地方公共団体情報システム機構(カード発行元)から通知書が届きますので、マイナンバーカードの更新手続きを行ってください。

マイナ保険証(健康保険証登録)の更新手続きは不要です。

【お問い合わせ】

大和市 保険年金課 国保年金係

電話:046-260-5114(直通)

大和市下鶴間一丁目1番1号 本庁舎1階

詳しくは
市ホームページを
ご確認ください



マイナ
ポータル
はこちら

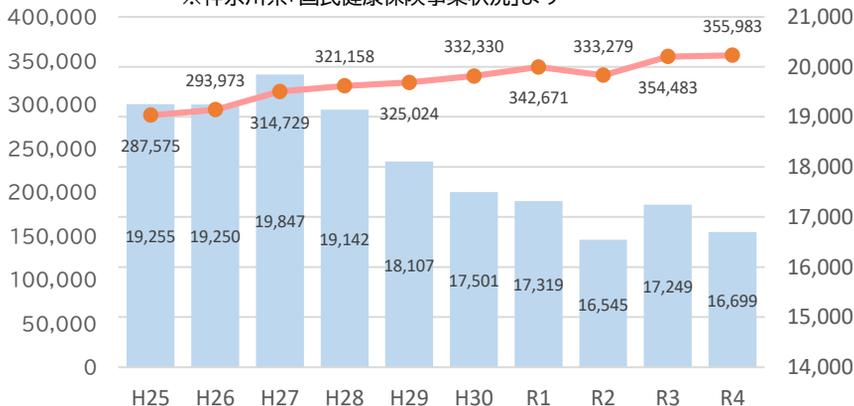


医療費適正化の取組にご協力をお願いします

国民健康保険が負担する医療費(総医療費のうち、被保険者の自己負担分を除いた7~8割)は、皆様に納めていただく国民健康保険税が財源となっています。
国民健康保険制度を維持していくため、医療費適正化の取組に皆様のご協力をお願いいたします。

大和市国民健康保険の保険給付費の推移

※神奈川県「国民健康保険事業状況」より



国保被保険者数の減少に伴い総医療費は減少傾向にある一方、高齢化や医療の高度化により、近年の国保一人当たり医療費は増加傾向にあります。

■ 総医療費(百万円)
● 一人当たり医療費(円)

大和市イベントキャラクター ヤマトン



年に一度、健康診査(特定健診)を受診し、自身の健康状態を把握しましょう

特定健診

40歳~74歳の方に受診券が送付されています。生活習慣の改善や早期受診に繋げましょう。
※R7年2月10日以降に国保への加入手続をした方は、医療健康課へ電子申請または電話(046-260-5662)で受診券送付をお申込みください。



特定保健指導

特定健診の結果を踏まえ、生活習慣病のリスクが高い方に対し、管理栄養士や保健師が一人ひとりの状況に合わせて、生活習慣を見直すためのサポートを行っています。



国保人間ドック助成

※予算に限りがあるため、年度内でも申請受付を早期終了する場合があります。

30歳以上の国保加入者には人間ドック助成も行っています。保険年金課へ窓口・郵送・電子申請で助成券を申請してください。



※対象となった方には、特定健診受診後3~4か月後に市から「特定保健指導利用券」が届きます。健康づくり推進課へ電子申請、大和市公式LINEまたは電話(046-260-5804)でお申込みください。

特定保健指導

医療とくすりを上手に利用しましょう

不要不急の受診を避け、かかりつけ医を持ちましょう

紹介状なしで大病院を受診すると、診療料に加えて特別料金がかかります。また、休日・夜間の受診は割増料金がかかります。安心して日頃から相談できるかかりつけ医を持ちましょう。やまと24時間健康相談(0120-244-810)もご活用ください。

必要以上の薬の服用(ポリファーマシー)に気を付けましょう

必要以上の薬剤が投与されると、薬物の有害リスク(転倒やふらつきなど)の増加を引き起こす可能性があり、多剤服用の中でも特に害をなすものがポリファーマシー(複数=ポリ、調剤=ファーマシー)と呼ばれます。お薬手帳は1冊にまとめ、かかりつけ薬局に相談しましょう。

▶大和市では、診療情報から重複受診・投薬、多剤投薬が疑われる方へ、適正受診・服薬を促す通知を発送しています。ご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると国に認められた安価な医薬品です。すでに約8割の方がジェネリックを選んでいます。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

※令和6年10月から、ジェネリックがある薬で新薬を希望すると、価格差の4分の1相当額を特別の料金として支払う必要があります。

リフィル処方箋

投薬量に制限のある医薬品(向精神薬)や湿布を除き、医師が長期処方が可能と判断した場合に同じ薬を最大3回まで繰り返しもらえるため、通院の費用や負担が減るだけでなく、医療費の軽減効果も期待できます。

2回目以降は医師の診察なしで薬を受け取るため、症状の変化に気づきやすいよう、かかりつけ医・かかりつけ薬局に相談しましょう。

柔道整復(整骨院・接骨院)に係る療養費の支給の適正化にご協力を

柔道整復師による施術は、外部からの要因による打撲・捻挫・挫傷の場合は保険適用となりますが、日常生活からくる疲れや単なる肩こり、打撲や捻挫が治った後のマッサージは保険適用になりません。負傷の原因を正しく伝えるとともに、施術所から交付される療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう。また、治療が長引く場合には、一度医師の診察を受けましょう。

▶柔道整復施術療養費の適正化への取組として、大和市では支払に審査が必要な場合には、電話または文書による患者調査を行っています。

【お問い合わせ】 大和市 保険年金課 保険給付係 電話:046-260-5115(直通)